

川口市道路河川占用料条例（昭和33年4月1日条例第11号）

最終改正:令和5年12月25日条例第38号

改正内容:令和5年12月25日条例第38号 [令和6年4月1日]

別表（第3条関係）

占用の種類		単位	占用料	
法第32条第1項第1号に掲げる工作物	第1種電柱	1本につき1年	2,700	
	第2種電柱		4,100	
	第3種電柱		5,600	
	第1種電話柱		2,400	
	第2種電話柱		3,900	
	第3種電話柱		5,300	
	その他の柱類		240	
	共架電線その他上空に設ける線類		長さ1メートルにつき1年	24
	地下に設ける電線その他の線類	14		
	地上に設ける変圧器	1個につき1年	2,400	
	地下に設ける変圧器	占用面積1平方メートルにつき1年	1,400	
	変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所	1個につき1年	4,800	
	郵便差出箱		2,000	
	広告塔	表示面積1平方メートルにつき1年	10,200	
	その他のもの	占用面積1平方メートルにつき1年	4,800	
法第32条第1項第2号に掲げる物件	外径が0.07メートル未満のもの	長さ1メートルにつき1年	100	
	外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの		140	
	外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの		220	
	外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの		290	
	外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの		430	
	外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの		580	
	外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの		1,000	
	外径が0.7メートル以上1メートル未満のもの		1,400	
	外径が1メートル以上のもの		2,900	
法第32条第1項第3号及び第4号に掲げる施設		占用面積1平方メートルにつき1年	4,800	
法第32条第1項第5号に掲げる施設	地下街及び地下室	階数が1のもの	Aに0.004を乗じて得た額	
		階数が2のもの	Aに0.006を乗じて得た額	
		階数が3以上のもの	Aに0.007を乗じて得た額	
	上空に設ける通路		5,100	
	地下に設ける通路		3,100	
	その他のもの		4,800	
法第32条第1項第6号に掲げる施設	祭礼、縁日等に際し、一時的に設けるもの	占用面積1平方メートルにつき1日	100	
	その他のもの	占用面積1平方メートルにつき1月	1,000	
道路法施行令（昭和27年政令第479号。以下「令」とい	看板（アーチであるものを除く。）	一時的に設けるもの	表示面積1平方メートルにつき1月	1,000
		その他のもの	表示面積1平方メートルにつき1年	10,200

う。)第7条第1号に掲げる物件	標識		1本につき1年	3,900
	旗ざお	祭礼、縁日等の際し、一時的に設けるもの	1本につき1日	100
		その他のもの	1本につき1月	1,000
	幕(令第7条第4号に掲げる工事用施設であるものを除く。)	祭礼、縁日等の際し、一時的に設けるもの	その面積1平方メートルにつき1日	100
		その他のもの	その面積1平方メートルにつき1月	1,000
アーチ	車道を横断するもの	1基につき1月	10,200	
	その他のもの		5,100	
令第7条第2号に掲げる太陽光発電設備及び風力発電設備			占用面積1平方メートルにつき1年	4,800
令第7条第4号に掲げる工事用施設及び同条第5号に掲げる工事用材料			占用面積1平方メートルにつき1月	1,000
令第7条第6号に掲げる仮設建築物及び同条第7号に掲げる施設				480
令第7条第9号に掲げる施設	建築物	占用面積1平方メートルにつき1年	Aに0.01を乗じて得た額	
	その他のもの		Aに0.007を乗じて得た額	
令第7条第10号に掲げる施設及び自動車駐車場	建築物		Aに0.022を乗じて得た額	
	その他のもの		Aに0.007を乗じて得た額	

備考

- 金額の単位は、円とする。
- 占用期間が1月未満の場合における占用料の額は、この表により算定した金額に100分の110を乗じて得た額とする。
- 第1種電柱とは、電柱(当該電柱に設置される変圧器を含む。以下同じ。)のうち3条以下の電線(当該電柱を設置する者が設置するものに限る。以下この号において同じ。)を支持するものを、第2種電柱とは、電柱のうち4条又は5条の電線を支持するものを、第3種電柱とは、電柱のうち6条以上の電線を支持するものをいうものとする。
- 第1種電話柱とは、電話柱(電話その他の通信又は放送の用に供する電線を支持する柱をいい、電柱であるものを除く。以下同じ。)のうち3条以下の電線(当該電話柱を設置する者が設置するものに限る。以下この号において同じ。)を支持するものを、第2種電話柱とは、電話柱のうち4条又は5条の電線を支持するものを、第3種電話柱とは、電話柱のうち6条以上の電線を支持するものをいうものとする。
- 共架電線とは、電柱又は電話柱を設置する者以外の者が当該電柱又は電話柱に設置する電線をいうものとする。
- 電柱及び電話柱の支柱、支線は、それぞれ1本とする。
- 表示面積とは、広告塔又は看板の表示部分の面積をいう。
- Aは、近傍類似の土地の時価を表わすものとする。
- 表示面積、占用面積若しくは占用物件(工作物及び物件をいう。)の面積若しくは長さが0.01平方メートル若しくは0.01メートル未満であるとき、又はこれらの面積若しくは長さに0.01平方メートル若しくは0.01メートル未満の端数があるときは、その全面積若しくは全長又はその端数の面積若しくは長さを切り捨てて計算するものとする。